

横島内閣法制局長官が市販の法令用語辞典の編集執筆に関与すべきではないことに関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年十二月十四日

小西洋之

参議院議長 伊達忠一殿

横島内閣法制局長官が市販の法令用語辞典の編集執筆に関与すべきではないことに関する質問

主意書

横島内閣法制局長官は、平成二十七年九月十五日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会公聴会において公述人の濱田邦夫元最高裁判所判事が陳述したようないわゆる「法匪」といわれ、
もおかしくない者であるから、我が国を代表する法令用語辞典である有斐閣「法律用語辞典（第四版）」の編集執筆の任（法令用語研究会代表）を辞退するべきではないか。

右質問する。

○

○